

## 令和6年度 生徒指導部 確認事項（生徒用）

### 1 服装・頭髪等について

- (1) 服装・頭髪等検査について
- ・不定期に実施する場合がある。
  - ・指導を受けた生徒は、生徒指導部・HR担当と服装・頭髪等を直すまでの日程等を確認する。
- (2) 朝のSHR時
- ・服装等に不備がある場合は、朝のうちにHR担当に報告する。
  - ・特異な髪型、染髪・脱色等はしない。また、即時に直すことが出来ない場合は、本人と保護者等の意見を聞き、直すのに必要な日程を確認する。
- (3) 確認事項（III生徒指導関係の第3章 服装・頭髪及び所持品に関する規程を参照）
- ・リボン・ネクタイ … シャツの第1ボタンをとめて、着用する。
  - ・スカート … スカート丈は膝頭にかかる長さとする。ベルト着用は不可。
  - ・ベスト、カーディガン … 紺色、白色、灰色の単色、マークはワンポイントとする。（任意）
  - ・ブレザー … 天候や気温等を総合的に判断して着用すること。また、儀式的行事等（入学式・卒業式等）は必ず着用する。
  - ・ワイシャツ、ブラウス … 白色無地とする。また、学校指定のワイシャツ、ブラウスに限定しない。
  - ・ジャージ … スカートの下に着用することは禁止とする。
  - ・膝掛け … 必ず持ち帰ること。体に巻きつける等の行為や定期考査時の使用も禁止とする。
  - ・ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪、化粧等は禁止とする。
  - ・熱中症防止対策として、夏季略装期間を設ける。（詳細は別途連絡する）

### 2 登下校について

- ・朝のSHRは、午前8時40分から開始する。
- ・校舎内（学校敷地内等）での部活動や生徒会活動等は、原則として午後6時までに活動を終了し下校する。

### 3 職員室の入退室等について

- ・コート類を脱ぎ、服装が整っているか確認してから入室する。
- ・ノックをしてから入室し、当該教員に用件を告げる。また、教職員等とは節度をもって接する。

### 4 自動販売機の利用について

- ・利用時間は昼休み・休み時間・放課後とし、HR教室等で飲む。
- ・利用状況が悪い場合には、自動販売機の利用を停止する。
- ・購入した飲み物のペットボトルや空き缶は、自動販売機横のゴミ箱に捨てる。（自販機購入以外は捨てない）

### 5 生徒下駄箱の使用について

- ・上段は上靴使用スペースとし、下段を外靴使用スペースとする。（決められた下駄箱を使用する）

### 6 体育館の利用について

- ・利用時間は、昼休みとする。

### 7 持ち物について

- ・携帯電話等（スマートフォン）の校内（学校敷地内）への持ち込みは制限しない。
- ・校内の携帯電話等（スマートフォン）の私用での取り扱いは、授業時間以外に限る。使用場所は限定しない。
- ・授業に関係するもの以外（ゲーム機等）の校内への持ち込みは禁止とする。
- ・私物は持ち帰る。（ブレザー等）

## 8 貴重品の管理について

- ・集金代金等を持参した場合は、速やかにHR担任等に預ける。
- ・貴重品の管理は、自己責任とする。(セキュリティボックスを利用する。鍵を紛失した場合は、実費負担)

## 9 アルバイトについて

- ・就業日は、特に限定しない。また、3学年は家庭学習期間中に就業しても構わない。
- ・希望者は、**III生徒指導関係**の「第6章 アルバイト規程」を参照し、担任に問い合わせる。
- ・事前に「アルバイト届」を提出する。また、職場を辞めた場合は必ず学校に報告する。
- ・定期考査1週間前、定期考査期間中等は就業禁止とする。  
また、HR担任等が学校生活に支障があると判断した場合は、アルバイトを禁止することがある。
- ・1学年のアルバイト希望者は、学習習慣定着等の観点から前期中間考査終了後からが望ましい。  
また、特別な事情がある場合は、HR担任に相談する。

## 10 自転車通学について

- ・希望者は、「自転車通学届」を提出し、使用する自転車に「豊高ステッカー」を貼付する。
- ・損害賠償保険等の加入を勧奨する。(任意)
- ・安全点検等は自己責任とする。(ライト・反射材・ベル・ブレーキ等) 年度初めに点検を実施する。
- ・自転車通学期間は、生徒指導部から開始・終了を告知する。また、降雪時等は自転車通学をしない。
- ・自転車安全利用五則や交通ルール等を遵守するとともに、歩行者の安全確保・交通安全に配慮する。
- ・改正道路交通法により 2023年4月1日から、全ての自転車に乗る人に対して「ヘルメットの着用が努力義務化」されました。
- ・指導に応じない場合は、自転車通学の禁止及び自動車運転免許取得を許可しない。
- ・必ず、別紙「第4章 交通安全に関する規程」を参照する。

## 11 部活動について

- ・顧問の指導下において、適正に活動する。
- ・顧問の指導下にない、生徒のみの練習や自主練習等（朝練習も含む）を校舎内（学校敷地内等）で実施することは禁止する。
- ・体育系、文化系各1部まで所属することができる。
- ・定期考査の1週間前から定期考査終了までの期間は、原則として活動や大会参加等を禁止とする。

## 12 夜間外出の制限について 【条例の抜粋】

- ・北海道青少年健全育成条例 第4章 第35条「保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日午前4時までの間をいう）にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。」を遵守すること。

## 13 器物破損について

- ・器物を破損した場合は、教員等に報告する。

## 14 インターネット・掲示板・メールなどの利用について

- ・誹謗・中傷など他人が傷つく内容の書き込みをしない。
- ・モラル意識を持ち、節度のある利用を心がける。

## 15 自動車運転免許の取得について

- ・希望者は、**III生徒指導関係**の「第5章 自動車運転免許取得に関する規程」を参照し、担任に問い合わせる。

## 16 その他

- ・何か分からぬ事柄があった場合は、HR担任や教職員等に確認する。(自己判断はしない)
- ・ルール等については、**III 生徒指導関係**【第1章 生徒心得、第2章 諸届等について、第3章 服装・頭髪及び所持品に関する規程、第4章 交通安全に関する規程、第5章 自動車運転免許取得に関する規程、第6章 アルバイト規程、第7章 生徒派遣規程、第8章 合宿規程、第9章 生徒の懲戒に関する規程】と**IV 生徒会会則、令和6年度 生徒指導部確認事項**が、本校のホームページに掲載してあるので必ず確認する。また、印刷を希望する生徒はHR担任等に申し出ること。

### III 生徒指導関係

#### 第1章 生徒心得

##### 第1条（目標）

北海道豊富高等学校の生徒であることに誇りを持ち、自ら学ぶ意欲を持って学力の向上に努めるとともに、助け合いの精神に基づき良識ある行動に努める。

また、本校での様々な活動を通して、生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自主的・主体的に成長や発達する過程を支える。

##### 第2条（校内生活）

###### （1）校内での生活について

- ア. 身分証明書を携帯する。
- イ. 授業中は学業に専念し、教科担任等の指示に従う。
- ウ. 日課時間等の決められた時間を守る。
- エ. 事前に遅刻・欠席・早退する場合は、原則として保護者等が連絡する。また、病気等で長期欠席をする場合は、必要に応じて診断書等を提出する。
- オ. 授業途中に入室する際は、入室届を提出する。
- カ. 保健室を利用し、授業途中に入室する際は、処置連絡票を提出する。
- キ. 日課時間内に外出する際は、外出届を提出する。
- ク. 自動車運転免許の取得は原則として禁止する。（第5章 自動車運転免許取得規程を参照）
- ケ. 自転車通学を希望する者は、自転車通学届を提出する。（第4章 交通安全規則を参照）
- コ. 登下校は原則として学校指定の制服とし、校内においても制服を着用する。また、服装・頭髪等の身だしなみを整える。（第3章 服装・頭髪及び所持品に関する規程を参照）

###### （2）校内での規律について

- ア. 学習に不必要的ものは持ち込まない。
- イ. 校内に私物は置かない。置く場合は、事前にホームルーム担任・部活動顧問等に申し出る。
- ウ. 校内での集会・文書配布・掲示物等があるときは、事前にホームルーム担任・部活動顧問等に申し出る。

###### （3）校舎・施設・教材等の使用について

- ア. 授業以外に、教室やその他の学校の施設・設備を使用する際は、事前に関係教員等に申し出る。
- イ. 校舎は常に清潔に使用し、施設・設備等は丁寧に取り扱い、汚損・破損した場合は速やかに申し出る。

##### 第3条（校外生活）

###### （1）身分証明書等を携帯する。

- （2）他校への訪問や対外行事への参加、部活動で大会等に参加する際は、本校の生徒であることを十分自覚し、生徒心得を守り、良識ある行動を心がける。

- (3) 18歳未満立入禁止の場所へは、立ち入らない。
- (4) 夜間外出等については、【抜粋】北海道青少年健全育成条例 第4章 第35条 「保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日午前4時までの間をいう）にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。」を遵守すること。
- (5) 公共交通機関を利用して通学する際は、不正乗車等はしない。
- (6) 交通ルールやマナーを守る。また、保護者等以外の乗用車には同乗しない。
- (7) アルバイトを希望する者は、アルバイト届を提出する。（第6章 アルバイト規程を参照）
- (8) 部活動等の各種大会・行事に参加する際には、事前に校外活動参加願を提出する。

## 第2章 諸届等について

### 第1条 (早退届)

早退する際は、その旨をホームルーム担任に伝えて、早退届を記入する。

### 第2条 (外出届)

日課時間内に外出する際は、その旨をホームルーム担任に伝えて外出届を記入する。

### 第3条 (入室届)

授業途中に入室する際は、入室届を記入し教科担任に提出する。【遅刻者を含む】

また、保健室を利用し授業途中に入室する際は、処置連絡票を教科担任に提出する。

### 第4条 (学生割引証)

旅行等の際に学生割引を希望する者は、生徒旅客運賃割引証交付願を提出し、学生割引証を受け取る。

### 第5条 (アルバイト届)

アルバイトを希望する者は提出する。

### 第6条 (自転車通学届)

自転車通学を希望する者は提出する。

### 第7条 (証明書発行願)

在学証明書・成績証明書・卒業証明書・調査書・卒業見込み証明書・推薦書等の発行を希望する者は提出する。

### 第8条 (自転車運転免許取得許可申請書・兼誓約書)

自転車運転免許取得を希望する者は提出する。

### 第9条 (部活動入部届・部活動退部届)

部活動の入部・退部を希望する者は提出する。

### 第10条 (校外活動参加願)

校外活動・合宿等に参加を希望する者は提出する。

## ※留意事項

- (1) 諸届等は事前に提出する。
- (2) 内容に不備等がある書類は、受理しない場合がある。
- (3) 諸届等の用紙は、ホームルーム担任・部活動顧問等から受け取る。

## 諸届等一覧

項目	種類	手続きの流れ
1 早退	早退届	担任→本人→担任
2 外出	外出届	担任→本人
3 入室(遅刻者含)	入室届	担当教員→本人→教科担任→担任
4 学生割引	生徒旅客運賃割引証交付願	担任→本人→担任→生徒指導部→事務
5 アルバイト	アルバイト届	担任→本人（事業所・保護者等）→担任→生徒指導部
6 自転車通学	自転車通学届	担任→本人（保護者等）→担任→生徒指導部
7 証明書発行	証明書発行願	担任（卒業、教務部）→本人→担任（教務部）→事務
8 自動車運転免許	運転免許取得許可申請書	担任→本人（保護者等）→担任→生徒指導部
9 部活動入部・退部	入部届・退部届	顧問→本人（保護者等）→顧問→担任→生徒指導部
10 校外活動参加	校外活動参加願 (保護者等の承諾を得る)	顧問→本人（保護者等）→顧問→生徒指導部

- 附 則 1 令和 4年 4月 1日 改 正  
 2 令和 5年 4月 1日 一部改正  
 3 令和 6年 4月 1日 一部改正

### 第3章 服装・頭髪及び所持品に関する規程

項目	内容
ブレザー	1. 上 着… 学校指定のものとする。 2. エンブレム… 左胸ポケットの中央に付ける。 3. ボ タ ン… 2個。袖ボタンも2個で共に学校指定のものとする。 4. 袖 口… 折り曲げて着用しない。
ワイシャツ・ブラウス ・ベスト ・カーディガン ・ネクタイ・リボン	5. ワイシャツ、ブラウス… 白色無地とする。 6. ネクタイ、リボン … 学校指定のものとする。 7. ベスト、カーディガン … 紺色、灰色、白色とする。 胸にワンポイント刺繡等は可とする。
スラックス スカート	8. スラックス … 学校指定のものとする。 9. スラックスのすそ… シングルとする。 10. スカート … 学校指定のものとする。
ベルト	11. 色… 黒を基調とする。
靴 下 ストッキング	12. 靴下の色… 原則として無地の黒色・紺色・白色とする。 13. 靴下にワンポイントの刺繡等は可とする。 14. ストッキングの色… 黒色か肌色とする。
上 靴	15. 学校指定のものとする。 16. 着色したり、紐等を変更しない。
外 靴	17. 下駄・サンダル等は使用しない。
カバン	18. スポーツバッグ等の使用を許可する。
頭 髮 アクセサリー 化粧等	19. パーマ等はかけない。 20. 脱色・染毛・そり込み・眉の剃り落とし等はしない。 21. アクセサリー類・化粧・色つきリップクリーム等は使用しない。
その他	22. 制服等は改造しない。 23. 上記に記載のない事項についても、指導する場合がある。 24. 服装、頭髪等の規程に関する疑問や質問は、HR 担任等にすること。 25. 儀式的行事等（入学式・卒業式等）は、ブレザーを必ず着用すること。

- 附 則 1. 令和 4年 4月 1日 改 正  
 2. 令和 5年 4月 1日 一部改正  
 3. 令和 6年 4月 1日 一部改正

## 第4章 交通安全に関する規程

### 第1条(目的)

(1) 交通法規及び交通道徳を遵守することにより、自己及び他人の生命の安全をはかり、学校生活と社会生活を円滑に営むことを目的とする。

### 第2条(自動車運転免許の取得禁止)

(1) 自動車等運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、3学年で、在学中に自動車運転免許の取得を希望する者は、別に定める自動車運転免許取得に関する規程に準拠し、校長が許可する。

### 第3条(自転車通学)

- (1) 通学希望者は、自転車通学届を提出する。
- (2) 本校の自転車点検を経て、所定のステッカーを車体に貼付する。
- (3) 通学時は交通法規や自転車安全利用五則等を厳守する。

#### 【自転車安全利用五則】(2022年11月1日改正)

- ① 自転車は車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
  - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - ③ 夜間はライトを点灯
  - ④ 飲酒運転は禁止
  - ⑤ ヘルメットを着用 (2023年4月1日から着用が努力義務化)
- (4) 事故に備えた自転車損害賠償保険等の加入を勧奨する

### 第4条(歩行者)

- (1) 交通ルールを守り、交通安全に努める。

### 第5条(報告の義務)

- (1) 交通事故等に遭遇した場合は、ただちに学校や担任等に連絡する。

附 則	1 . 昭和 57 年	3 月 31 日	改 定
	2 . 昭和 57 年	4 月 8 日	実 施
	3 . 昭和 58 年	3 月 31 日	一部改定
	4 . 昭和 58 年	4 月 8 日	実 施
	5 . 平成 2 年 1 月 30 日		一部改正
	6 . 平成 5 年 10 月 29 日		一部改正
	7 . 平成 6 年 2 月 14 日		一部改正
	8 . 平成 10 年 11 月 7 日		一部改正
	9 . 平成 12 年 10 月 17 日		一部改正
	10 . 平成 16 年 4 月 1 日		一部改正
	11 . 平成 31 年 4 月 1 日		一部改正
	12 . 令和 5 年 4 月 1 日		一部改正

## **第5章 自動車運転免許取得に関する規程**

### **第1条 許可の対象者**

- (1) 進路が内定している者で、かつ、卒業が見込まれる者。  
ただし、成績不振科目（評価1・仮評定1・評定1等）がある者や学校生活に支障等を及ぼす者は原則として許可しない。
- (2) 特別な事情により自動車運転免許が必要な者で、かつ、生徒指導部の審議を経て認められた者。

### **第2条 受講期間について**

- (1) 原則として、進路内定者は通学開始日以降の自動車学校入校を許可する。
- (2) 原則として、後期中間考查後に通学開始日を設定する。

### **第3条 自動車運転免許取得に関する手続きについて**

- (1) 自動車運転免許取得を希望する生徒は、自動車運転免許取得に関する説明会へ出席する。
- (2) 自動車運転免許取得申請書（兼誓約書）に保護者等が署名・押印し提出する。

### **第4条 自動車運転免許取得後について**

- (1) 自動車運転免許取得後は、保護者等が責任を持って免許証を管理し、生徒は卒業まで自動車を運転しない。
- (2) 自動車運転免許取得者は、その旨を学校（担任）に報告する。

### **第5章 受講施設**

- (1) 保護者等の責任において決定する。

### **第6章 その他**

- (1) バイク（原動機付自転車等）の運転免許取得は、許可しない。

附	則	1.	平成10年11月	7日	改	正
		2.	平成12年10月	17日	一部改正	
		3.	平成14年	4月	1日	一部改正
		4.	平成16年	4月	1日	一部改正
		5.	平成28年	4月	1日	一部改正
		6.	平成28年12月	8日	一部改正	
		7.	平成30年	4月	1日	一部改正
		8.	令和3年	4月	1日	改
		9.	令和4年	4月	1日	正
		10.	令和5年	4月	1日	一部改正

## 第6章 アルバイト規程

### 第1条（目的）

- (1) 本校生徒がアルバイトに従事する際は、生徒自身及びその保護者等の責任において行い、学業に支障をきたさないため。
- (2) 本校生徒がアルバイトに従事する際には就業環境等に留意し、かつ、生徒の不利益にならないよう安全にアルバイトに従事するため。

### 第2条（就業日）

- (1) 就業日は、特に限定しない。また、3学年の家庭学習期間中も就業可能とする。
- (2) 定期考査1週間前、定期考査期間中等は就業禁止とする。
- (3) 懲戒による特別指導期間中は就業禁止とする。

### 第3条（届け出）

- (1) アルバイトを行う場合は、事前に「アルバイト届」を提出する。
- (2) 事業主へ「本校生徒のアルバイトの扱いについて」を提出する。

### 第4条（条件）

- (1) 経済的理由等、正当な理由を有している。
- (2) 成績不振科目（評価1、評定1、仮評定1等）を有していない。
- (3) アルバイトの就業日が、「第2条」に該当している。
- (4) 保護者等の承諾を得て署名した上で、アルバイト届を提出している。かつ、アルバイト届に雇用者の署名がある。
- (5) アルバイトの内容やその環境が、「第5条」に該当している。
- (7) 学校生活等に支障がない。

### 第5条（内容・環境等）

- (1) 労働時間が午後8時以降にならない。
- (2) 法定労働時間を厳守する。（1日の労働時間が8時間を超えない）
- (3) 危険な場所、危険な品物を扱う仕事はさせない。
- (4) 多額の金銭を直接扱う仕事はさせない。
- (5) 酒類を扱う席には出入りさせない。
- (6) 職場の人たちの飲酒・喫煙等に同席させない。

### 第6条（連絡・報告）

- (1) アルバイトの就業内容変更や事故等があった場合には速やかに学校に連絡・報告をする。

附 則	1. 平成 4年 1月30日 施 行
	2. 平成 6年 2月14日 一部改正
	3. 平成14年 4月 1日 一部改正
	4. 平成16年 4月 1日 一部改正
	5. 平成31年 4月 1日 一部改正
	6. 令和 3年 4月 1日 改 正
	7. 令和 4年 4月 1日 一部改正
	8. 令和 5年 4月 1日 一部改正

## 第7章 生徒派遣規程

### 第1条 (目的)

本規程は、本校を代表して公式大会及び、練習試合・合宿・合同練習等または、その他の地域主催行事や大会等に生徒が参加する場合に適用される。

### 第2条 (対象)

- (1) 高体連・高文連・高野連が主催または共催・後援する大会及び国民スポーツ大会とする。
- (2) 校長が承認した大会、または文化的行事等とする。
- (3) 練習試合・合宿・合同練習等、またはその他の地域主催行事や大会等とする。
- (4) 上記以外は、生徒指導部会の審議を経て、校長が決定する。

### 第3条 (資格)

- (1) 主催者の定める資格や条件を満たしている。
- (2) 保護者等から生徒の参加承諾を得ている。
- (3) 学業や学校生活等について、生徒指導部会で審議し、認可されている。

### 第4条 (不認可)

- (1) 教務的観点  
成績不良や欠席時数等に関わり、単位不認定等で卒業・進級等に支障がある場合。
- (2) 生徒指導的観点  
生徒指導上の特別指導等が、継続中である場合。
- (3) その他  
ア. 学校生活や練習等への取り組みが不十分であると生徒指導部会で判断された場合。  
イ. 本校の代表として、客観的に不適切であると生徒指導部会で判断された場合。

### 第5条 (届け出)

教員が必ず引率し、かつ「対外活動参加届」を大会等参加の1週間前までに提出する。

### 第6条 (参加回数・旅費支給回数の上限)

- ア. 公式大会（名寄支部予選等）の参加については年間3大会まで認める。また、交通費及び宿泊費については、第2条（1）の大会に対し、年間2大会に限って生徒会会計から支出する。
- イ. 練習試合等と合宿併せて、年間延べ10日以内とする。また、合宿1回につき最大4泊5日までとし、合宿の回数は年間2回までとする。
- ウ. 合同練習や練習試合等は年間15回以内とする。かつ、日帰りに限定する。

### 第7条 (旅費の支給人数の上限) 【名寄支部予選(大会)関係】

交通費及び宿泊費の支出人数については、第2条（1）の大会について、大会規定等で定められた登録人数を上限とし、生徒会会計から支出する。

### 第8条 (参加費等の支給) 【名寄支部予選(大会)関係】

参加費及び負担金等については、第2条（1）の大会のみ生徒会会計から支出する。

### 第9条 (全道大会・全国大会の旅費等の支給)

全道大会・全国大会については、交通費・宿泊費及び参加費・負担金等を北海道豊富高等学校体育・文化後援会から支出する。【本文後援会の支出規程を参照】

### 第10条 (参加・活動期間等)

- (1) 定期考查第1日の1週間前から考查終了までは、原則として参加や活動等を禁止する。
- (2) 練習試合等は原則として日帰りとする。宿泊を伴う場合は合宿扱いとする。
- (3) その他の地域主催行事や大会等への参加は、授業等に支障がない期間とする。

### 第11条 (その他)

特別な場合については、生徒指導会で審議する。

附 則	1	昭和50年	4月	1日	施 行
	2	昭和60年	4月	1日	一部改正
	3	平成 2年	4月	26日	一部改正
	4	平成 5年	4月	1日	一部改正
	5	平成 8年	3月	21日	一部改正
	6	平成14年	4月	1日	一部改正
	7	平成22年	4月	1日	一部改正
	8	平成30年	4月	1日	一部改正
	9	令和 5年	4月	1日	改 正
	10	令和 6年	4月	1日	一部改正

## **第8章 合宿規程**

第1条 合宿を実施する際は対外活動参加届を実施の1週間前までに提出し、許可を得る。

第2条 届出の際は、保護者等から対外活動参加願（保護者等の承諾を得る）を添付する。

第3条 実施にあたっては、顧問の引率を必要とする。

第4条 年2回までとする。また、1回の期間は最大4泊5日までとし、年間10日以内とする。

第5条 合宿中は、本校の生徒指導関係規程と確認事項を適用する。

第6条 特別な場合については、生徒指導部会で審議する。

附 則	1.	昭和50年	4月 1日	施 行
	2.	昭和60年	4月 1日	一部改正
	3.	平成 2年	3月31日	一部改正
	4.	平成 8年	3月21日	一部改正
	5.	平成14年	4月 1日	一部改正
	6.	平成16年	4月 1日	一部改正
	7.	平成22年	4月 1日	一部改正
	8.	平成30年	4月 1日	一部改正
	9.	令和 4年	4月 1日	一部改正
	10.	令和 5年	4月 1日	一部改正

## 第9章 生徒の懲戒及び特別指導に関する規程

### 第1章（目的）

生徒に教育上の特別指導を要する問題行動があった場合には、その原因を明確にして、生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支援する。また、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助等を行う。

### 第2条（基準）

- (1) 学校教育法 第11条「校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」  
【法令等の抜粋】
- (2) 学校教育法施行規則 第26条「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」  
2 「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。」  
3 「前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。」  
一 性行不良で改善の見込がないと認められる者  
二 学力劣等で成績の見込がないと認められる者  
三 正当の理由がなくて出席常でない者  
四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者  
4 「第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。」  
【法令等の抜粋】
- (3) 学校教育法 第35条を根拠に、生徒間の暴力行為や教職員への暴力行為・器物破損行為・公序良俗に反する行為・授業妨害や教育的指導に従わない等の行為を繰り返し行い、他の生徒の教育に妨げがある。又は、他の生徒や教職員等の心身等に危険があると認められた場合は特別指導等の対象とする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に準拠し、生徒指導部が懲戒及び特別指導等の原案を作成する。その後、職員会議の審議を経て、校長が決定する。  
なお、懲戒の種類は以下のとおりである。  
ア. 訓告 イ. 停学 ウ. 退学  
また、懲戒以外に必要に応じて以下の特別指導等を行う。  
①校長による説諭  
②生徒指導部長等による指導及び助言  
③家庭待機

### 第3条（運用）

- (1) 懲戒等の処分の通告は、原則として校長が行う。
- (2) 懲戒等の指導や援助等は、生徒指導部が計画を立案し、本校教職員が行う。
- (3) 懲戒等の指導や援助等の継続の可否については、生徒指導部が原案を作成する。  
その後、職員会議の審議を経て、校長が決定する。

附 則	1.	昭和63年	4月	1日	有効
	2.	平成14年	4月	1日	改正
	3.	平成16年	4月	1日	一部改正
	4.	平成22年	4月	1日	一部改正
	5.	令和5年	4月	1日	改正

# IV 生徒会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、北海道豊富高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、個人の人格を尊重し、相互の信頼と友愛を深め、自主的運営により、学校生活を充実、向上させることを目的とする。
- 第3条 本会は、北海道豊富高等学校生徒をもって構成する。

## 第2章 会員の権利及び義務

- 第4条 会員は、その必要に応じて、所属する団体の集会を開くことができる。
- 第5条 会員は、本会の各役員の選出、解任、及び本会会則並びに本会会則に基づく各種細則の改正の要求をすることができる。
- 第6条 会員は、本会会則及びこれに基づく細則並びに生徒総会、評議会の決定事項に協力しなければならない。
- 第7条 会員は、生徒総会によって定められた会費を納入しなければならない。

## 第3章 機関及び生徒会役員等

- 第8条 本会は、目的達成のため、次の機関を設ける。  
生徒総会・生徒会執行部・評議会・厚生委員会・図書委員会・放送委員会・文化委員会・選挙管理委員会・ホームルーム
- 第9条 生徒会執行部は、生徒会役員（四役）で構成する。  
ただし、原則として生徒会役員は各委員会に所属しない。また、ホームルームの委員長・会計等を兼任しない。
- (1) 生徒会役員（四役） … 会長1名・副会長1名・会計2名・書記2名  
(2) 生徒会執行部の構成員… 会長1名・副会長1名・会計2名・書記2名  
(3) 委員会 … 厚 生 委員会 各クラスから1名以上選出する。  
図 書 委員会 " 1名以上選出する。  
放 送 委員会 " 1名以上選出する。  
文 化 委員会 " 1名以上選出する。  
選挙管理 委員会 各クラスの H R 会計が兼任する。
- 第10条 生徒会役員は会員の直接選挙により出席会員の過半数の承認を得て選出される。
- 第11条 会員は、生徒会役員がその任務に不適当と認められた場合に会員の3分の2以上の署名をもって、選挙管理委員会あてに申請書を提出し、評議会の承認を得て解任を要求することができる。
- 第12条 前条により、解任要求が評議会で承認された場合は、選挙管理委員長は直ちに該当する生徒会役員に解任を命じなければならない。また、否決された場合は残りの任期を継続し、任期中に再度解任を要求することはできない。
- 第13条 生徒会役員等に欠員が生じた場合は、生徒会執行部が候補者を推薦し、評議会の承認を得て補充する。
- 第14条 各種委員会の委員とホームルームの委員長・会計等は、各ホームルームの承認を得て選出される。
- 第15条 本会の、生徒会役員（四役）の任期は改選から1年間とする。

## 第4章 生徒総会

- 第16条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- 第17条 生徒総会は、次の場合に開催される。
- (1) 定期総会 毎年4月の1回  
(2) 臨時総会 次のいずれかの場合  
イ) 会員の3分の2以上の開催要求があるとき。  
ロ) 会長が必要と認め、評議会の承認を得たとき。
- 第18条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席を以って成立する
- 第19条 生徒総会の議長団は、全会員中より選出する。但し、立候補、推薦がない場合は、生徒会執行部が指名し、承認を得る。

- 第 20 条 生徒総会の議長団は、議長 1 名、副議長 1 名で構成される。
- 第 21 条 生徒総会の議決は出席会員の過半数による。賛否同数の場合は、議長団が決する
- 第 22 条 生徒総会においては、会務及び決算の報告、監査報告並びに予算の承認を行なう他、評議会から提案された事項、その他必要事項につき審議する。

## 第 5 章 生徒会執行部

- 第 23 条 生徒会執行部は、事業計画案並びに予算案・決算報告等を生徒総会に提出し、決定事項を執行する。また、評議会の議題を調整する。
- 第 24 条 生徒会執行部の構成員は、生徒会役員（四役）とする。  
また、任務は次の事項とする。
- (1) 会 長…本会の校内外における代表責任者であり、本会の生徒総会、評議会、執行部会議及び、その他本会に関する一切の事項を司る。
- (2) 副 会 長…会長を補佐し、本会の記録作成や保管等にあたる。また、会長に事故があった場合は、その任務を代行する。
- (3) 会 計…本会の経理全般を司り、関係資料等を保管する。
- (4) 書 記…本会の記録全般を司り、会議録等を保管する。
- 第 25 条 生徒会執行部の会議は、随時会長が招集する。

## 第 6 章 評議会

- 第 26 条 生徒会執行部は、円滑な生徒会活動等を推進するために評議会を開くことに努める。
- 第 27 条 評議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、構成員は生徒会執行部（四役）と各委員会の委員長及び各ホームルーム委員長とする。又、委員長及びホームルーム委員長に事故があった場合は、その都度代理を選出し任務を代行する。
- 第 28 条 評議会は構成員の開催要求があり、かつ、会長が必要と認めた場合に開かれる。
- 第 29 条 評議会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催できない。また、決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第 30 条 評議会は、次の事項について審議する。
- (1) 本会会則の改正案について  
(2) 生徒総会への提案事項について  
(3) 各種委員会の設置と廃止について  
(4) 部活動・同好会の設立と廃止について  
(5) ホームルームへの提案事項について  
(6) 生徒会役員（四役）等の補充について  
(7) その他、審議が必要と認められる事項について

## 第 7 章 委員会

- 第 31 条 本会の機関として、次の委員会を置き、その任務は以下に定めるものとする。
- (1) 厚生委員会…会員の校内生活の向上を図り、合わせて清掃美化、会員の健康維持、増進に努める。
- (2) 図書委員会…図書館の円滑な運営に努める。
- (3) 放送委員会…校内放送の円滑化に努める。
- (4) 文化委員会…各種行事を広報する。また会員のボランティア意識の高揚に努める。
- 第 32 条 上記委員会は、前期・後期で全委員の互選により、委員長と副委員長を置く。副委員長は、委員長に事故があった場合は、その任務を代行する。また、委員長は評議会の構成員となる。

## 第 8 章 選挙管理委員会

- 第 33 条 選挙管理委員会は、各ホームルームの会計をもって構成され、選挙管理委員長は、全委員の互選による。
- 第 34 条 選挙管理委員会は、生徒会役員の選出、解任に関する一切の事項を行なう。

## **第9章 会計監査について**

- 第35条 会計監査は、生徒会役員の会計(以下会計)が顧問の指導の下にその任務を担う。
- 第36条 会計は、生徒会会計予算・学校祭予算等の適正な運用を監査する。
- 第37条 会計は、生徒総会において、生徒会会計決算及び学校祭決算等について監査報告を行なう。

## **第10章 ホームルーム**

- 第38条 ホームルームは、生徒会組織の基盤であり、会員が所属する各学級である。
- 第39条 ホームルームは、各機関からの課題や、クラス内の議題を討議し、実行する。
- 第40条 ホームルームの決議事項は、隨時、評議会に提出することができる。
- 第41条 ホームルームは、ホームルーム委員長や会計の他に、必要に応じて各種係を設けることができる。また、ホームルーム委員長は評議会の構成員となる。

## **第11章 部活動**

- 第42条 部は、会員の同好者による組織で本校生徒会に属する。また、部活動は顧問の助言と指導の下で行われる。
- 第43条 会員は、体育系、文化系各1部まで所属することができる。
- 第44条 部の設立については、同好会が生徒会執行部に申請し、評議会で審議した後、職員会議を経て、校長の許可を得る。
- (1) 集団で体育的あるいは文化的活動の一つを生徒会傘下の継続的課外活動として行うもので、次のすべての項目に当てはまるものを部活動とする。
- イ) 本校教育活動の一つとしての目的を持つ。
  - ロ) 校内行事及び校外における各種大会において活動がなされているもの。
  - ハ) 複数の顧問を配置する。
  - ニ) 部員から部長、副部長を配置し、かつ、二名以上が在籍している。
  - ホ) 継続的な活動実績があり、かつ、活動場所がある。
  - ヘ) 予算の執行がなされている。
- 第45条 部の廃部については、次のいずれかの項目に該当する場合に、生徒会執行部に申請し、評議会で審議した後、職員会議を経て、校長の許可を得る。
- (1) 年度末に部員が一名以下になった場合。なお、三学年は含まない。
  - (2) 活動内容が不良である場合、または、継続的な活動実績が無い場合。
  - (3) 複数の顧問配置が不可能な場合。
  - (4) 顧問が判断した場合。
  - (5) 部活動に支障があると認められた場合。
  - (6) その他の特別な場合については、その都度審議する。

## **第12章 同好会**

- 第46条 会員は、部以外に同好会を組織することができる。
- 第47条 同好会は、顧問一名かつ、会員二名以上をもって構成され、活動場所があること。その設立については、生徒会執行部に申請し評議会で審議した後、職員会議を経て、校長の許可を得る。ただし、団体競技については競技の最低人数を満たすこと。
- 第48条 同好会の活動期間は原則1年間とし、毎年定期生徒総会での承認を必要とする。
- 第49条 同好会の廃止については、次のいずれかに該当する場合に、生徒会執行部に申請し、評議会で審議した後、職員会議を経て、校長の許可を得る。
- (1) 年度末に同好会員が一名以下になった場合。なお、三学年は含まない。
  - (2) 活動内容が不良である場合または、継続的な活動実績が無い場合。
  - (3) 顧問の配置が不可能な場合。
  - (4) 顧問が判断した場合。
  - (5) 同好会活動に支障があると認められた場合。
  - (6) その他の特別な場合については、その都度審議する。
- 第50条 同好会には、生徒会部活動予算は配分しないものとする。

## **第13章 会計**

- 第51条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第52条 本会の会計期間は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終る。
- 第53条 本会は、会員に課する会費額、及び入会金を次のように定める。  
会 費 年額19,200円 入会金1,000円
- 第54条 本会の予算及び決算は、生徒会執行部がこれを作成し、生徒総会の承認を得る。
- 第55条 本会の経費の入金と出金は、顧問の認印を必要とする。

## **第14章 特別会計**

- 第56条 本会計は、北海道豊富高等学校体育・文化後援会支出規程における「生徒遠征費1の(1)」に予算不足が生じ、年度内に補正予算編成等が困難な場合に特例として支出するものとする。
- 第57条 本会計は、北海道豊富高等学校生徒会会計、北海道豊富高等学校体育・文化後援会会計及び北海道豊富高等学校P.T.A会計に一時的な資金不足が生じた場合、会計年度内に戻入することを条件に貸し出しできるものとする。
- 第58条 第56条の支出の決定に当たっては、第29条の評議会の賛成を得なければならぬ。

## **第15章 補 則**

- 第59条 会員は本会会則、並びに本会会則に基づく各種細則の改正の要求をホームルーム決議を通して、評議会に提出することができる。
- 第60条 本会会則は評議会の審議に基づき、生徒総会の出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。
- 第61条 本会会則実施に必要な細則は、別にこれを定めることができる。
- 第62条 本会は顧問を北海道豊富高等学校の教職員から若干名を配置する。かつ、顧問は本会の諸活動を補助し、適宜、指導と助言を行う。
- 第63条 本会の会則に基づく活動は、校長の承認を必要とする。

附 則	1.	昭和39年	2月21日	施 行
	2.	昭和60年	4月 1日	一部改正
	3.	平成 2年10月	1日	一部改正
	4.	平成 5年 4月	1日	一部改正
	5.	平成14年 4月	1日	一部改正
	6.	平成16年12月	6日	一部改正
	7.	平成22年 4月	1日	一部改正
	8.	平成27年 4月30日		一部改正
	9.	平成28年 4月28日		一部改正
	10.	平成30年 4月	1日	一部改正
	11.	令和 4年 4月	1日	一部改正
	12.	令和 5年 4月	1日	一部改正
	13.	令和 6年 4月	1日	一部改正